

藤枝市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの間、改正後の第6条第3項の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。